

第63回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：8087

開催日時／2021年6月21日（月曜日）午前10時（受付開始9時）

開催場所／大阪市中央区南新町一丁目2番10号 フルサトビル5階 フルサトホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項／第1号議案 株式移転計画承認の件

第2号議案 剰余金処分の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

- ◎新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、ご出席を検討されている株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調を充分にご確認のうえ、感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもございますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今回も、ご来場の株主様へのお土産の配付を取り止めとさせていただきます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp/ir/generalmeeting/>）でお知らせいたします。

ごあいさつ



株主の皆さまへ

グループ理念 スローガン

STAND BY YOUR FUTURE

あなたの未来に寄り添い支える

フルサト工業株式会社

代表取締役社長 ふるさと りょうへい 古里 龍平

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第63期（2020年4月1日～2021年3月31日）の当社グループに関連する市場環境は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、工業生産が大幅に減少し、生産関連の設備投資の落ち込みにより、機械受注が大きく減少しました。

このような市場環境の中、当年度の計画に対し、売上においては僅かに未達となりましたが、セキュリティ事業の健闘などにより、利益においては計画を達成することができました。しかしながら、前年対比では大幅な減収減益となり、先行きにおいても景気の回復は不透明な状況となっております。

そのような状況下、今後の安定的な成長を持続させることを目的として、株式会社マルカとの経営統合を決断いたしました。両社の強みとなる分野を相互に補完することによって、理想的な経営基盤の強化を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご支持を頂き、引き続きご支援を賜りますよう、宜しく願いたします。

敬具

2021年6月

グループ理念

フルサトグループ理念は、ステークホルダーにとっての持続可能な未来の実現をサポートするという、私たちの願いを表すものとして制定されました。

GROUP SLOGAN スローガン

STAND BY YOUR FUTURE

あなたの未来に寄り添い支える

OUR VISION 私たちの目指す理想

社会の持続可能を願い
グループの永続的成長を責務とし
社員がいきいきと活躍する

OUR MISSION 私たちのやるべきこと

ユニークな発想で
多くの人の価値を生み出し
意義の感じられる活動を

OUR VALUES 私たちの価値観

多様な個性を認め合い
一人ひとりが安心して
力を発揮できる環境を

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第63回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 株式移転計画承認の件	
第2号議案 剰余金処分の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
— 添付書類 —	
■ 事業報告	45
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の現況	
■ 連結計算書類	65
■ 計算書類	68
■ 監査報告	71
■ トピックス	77

株主各位

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申しあげます。

書面により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月18日（金曜日）17時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時 | **2021年6月21日（月曜日）午前10時**

場 所 | 大阪市中央区南新町一丁目2番10号
フルサトビル5階 フルサトホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目的事項 | **報告事項** 1. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 **株式移転計画承認の件**
第2号議案 **剰余金処分の件**
第3号議案 **取締役7名選任の件**
第4号議案 **監査役1名選任の件**

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知添付書類の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp/ir/generalmeeting/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、
当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp/ir/generalmeeting/>）でお知らせいたします。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を充分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもございますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎安全上の理由により、当日の運営は最小限の体制で行う方針でございます。本株主総会は、ご来場の株主様へのお土産の配付を取り止めとさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会では、当社ウェブサイトにて事前の質問受付及び事後の動画配信をいたします。
事前質問及び事後の動画配信は、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp/ir/generalmeeting/>）からアクセスください。

受付期限 2021年6月4日（金曜日）午後6時～6月18日（金曜日）午後5時45分まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 | 株式移転計画承認の件

当社と株式会社マルカ（以下「マルカ」といいます。）は、株式移転の方法により、2021年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる「フルサト・マルカホールディングス株式会社」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意し、2021年5月7日開催の両社の取締役会において決議の上、同日付で両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結するとともに、「株式移転計画書」を作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いいたしますと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

当社は、1959年の設立以来、鉄骨建築資材の製造及び仕入販売を行ってまいりました。比較的小規模な市場でのシェアの高まりと、低成長期における市場縮小の中で、事業領域の拡大による成長性の確保を目的として、2000年に機械工具卸の株式会社ジーネットを子会社化し、国内製造業への機械・工具類の販売を開始いたしました。この機械工具ビジネスをさらに発展させ、独自の強みを構築するため、2007年に岐阜商事株式会社をグループに加えました。また、傍流であったセキュリティ事業をグループ事業の柱に育てるため、2016年に株式会社セキュリティデザインをグループ化し、防犯監視市場で事業拡大を進めております。

当社グループ各社共通の理念の定め、OUR VISION「社会の持続可能を願い、グループの永続的成長を責務とし、社員がいきいきと活躍する」を目指す理想とし、OUR MISSION「ユニークな発想で、多くの人の価値を生み出し、意義の感じられる活動を」においてやるべきことを示しています。このグループ理念に従い、「ユニークな発想による価値創造経営の推進」をグループの基本方針とし、事業ポートフォリオ経営（※）思想のもとで、フィールドの異なるそれぞれの事業における競争力強化、顧客満足の追求による収益基盤確立、事業間シナジーによる新たなビジネス創出、海外ビジネスフィールドへの再チャレンジ、M&A・アライアンスによるボリューム及びファンクションの獲得、資本コスト経営

推進による企業価値向上を課題としております。

一方、マルカは、1946年に紙・毛織物・自転車・軸受・工具等の国内販売及び輸出入を行う商社として設立以来、産業機械、建設機械の専門商社として国内並びに海外において広く事業を展開しております。産業機械部門では、工作機械、鍛圧機械、射出成形機等を国内外の得意先に直接販売しており、特に北米・アジア・中国の現地法人を通じて主要都市に展開する23拠点ネットワークにおいて、現地企業及び日系企業への販売・メンテナンスや日系企業の海外展開のサポート等積極的な営業活動を行っております。建設機械部門では、事業領域の拡大、収益性の向上を目的として、2003年に建設機械のレンタルと高所作業を請負うジャパンレンタル株式会社を子会社化し、高所作業車、クレーン車等の販売とレンタルを行っております。

マルカは、「人生是誠也」を社訓として、「最善の奉仕」と「Unique Solutions」をモットーに「顧客の満足」を使命とし、社会の期待に応える企業を目指してまいりました。この経営の精神をバックボーンに、今後も世界のものづくりに貢献する機械専門商社として、産業機械、建設機械関連の更なる販売強化と共に、部品・消耗品等の周辺カテゴリーへのビジネスの拡大、グループ企業にメーカー機能を取り込んでエンジニアリング機能の強化による収益力向上、海外市場に対する経営資源の更なる投下、M&A等による食品機械、EV関連等成長分野への進出、収益性向上による経営体質の強化を課題としております。

このように、両社はそれぞれの事業領域における課題に取組み、業績拡大、企業価値向上を目指すとともに、更なる成長や発展を加速させるため、統合を含めたアライアンスを検討してまいりました。今回、最適な価値創出のためのプラットフォーム戦略（※）において、両社が保持する強みを用いることにより、各々が持つ課題をクリアし、さらに大きなシナジーを創出できるとの認識に至りました。

係る状況下において、2019年9月頃から両社の企業価値の最大化を目的とした幅広い議論を実施してまいりました。当社は、経営課題の解決のために様々な検討を行う中で、経営コンサルタントや金融機関と接点を持ち、同じ経営環境にあり同様の経営課題を持つであろう企業についてアライアンスの実施を含む施策を検討・協議した結果、大きなシナジーが見込まれ早期の企業価値向上が図れる企業としてマルカを候補に挙げ、2020年6月に当社からマルカに対して経営統合の提案を行ったことを契機に両社で本格的な議論を開始いたしました。一方、上記経営課題について様々な検討を行っていたマルカとしても、当社からの経営統合の提案を受け、当該提案による経営課題の解消及び企業価値の向上の検討を進め、両社での議論を通じ、両社は課題と強みを補完する関係性であることを確認し、両社は、技術商社としてプレゼンスを確立することが企業価値を最大化させるための方策であるとの共通認識を

持つに至り、当社とマルカにより共同持株会社を設立し、両社対等の精神において経営統合を行うことを決定いたしました。

※ 事業ポートフォリオ経営：ビジネスモデルや景気感応度等が異なる複数の事業を展開することで、リスクを分散させ、グループ全体の収益性・安定性・成長性を確保していく経営。それぞれの事業が現状、どのライフサイクルにあるかを見極め、より成長性の高い領域へ経営資本を配分する。また、競争優位性を失った事業の撤退を行うこと等により、適者生存的な事業ポートフォリオを構築する。

※ プラットフォーム戦略：それぞれの事業におけるユーザーに最適な価値を提供するための仕組みをプラットフォームと定義し、各々のビジネス領域において不足・欠如しているピース（機能、スケール）を補完することにより、求められるプラットフォームの完成形を目指し続ける戦略。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

フルサト工業株式会社（以下「フルサト工業」という。）及び株式会社マルカ（以下「マルカ」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、フルサト工業及びマルカは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「フルサト・マルカホールディングス株式会社」とし、英文では「MARUKA FURUSATO Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市中央区南新町一丁目2番10号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

代表取締役会長 飯田邦彦

代表取締役社長 古里龍平

取締役 竹下敏章

取締役 山下勝弘

取締役 難波経久

取締役 小谷和朗

取締役 中務裕之

取締役 武智順子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

常勤監査役 大西 聡

監査役 疋田鏡子

監査役 佐々木康夫

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるフルサト工業及びマルカの株主に対し、その所有するフルサト工業又はマルカの普通株式に代わり、(i) フルサト工業が基準時現在発行している普通株式数に1を乗じた数、及び(ii) マルカが基準時現在発行している普通株式数に1.29を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時におけるフルサト工業及びマルカの株主名簿にそれぞれ記載又は記録されたフルサト工業及びマルカの各株主（但し、会社法第806条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求するフルサト工業又はマルカの株主については、当該株主に代えて、フルサト工業の株式についてはフルサト工業が、マルカの株式についてはマルカが、株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) フルサト工業の株主に対しては、その所有するフルサト工業の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
 - (2) マルカの株主に対しては、その所有するマルカの普通株式1株につき、新会社の普通株式1.29株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 5,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 1,250,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条 (新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条 (株式移転計画承認株主総会)

1. フルサト工業は、2021年6月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. マルカは、2021年7月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意により前二項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. フルサト工業は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. マルカは、2021年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. フルサト工業及びマルカは、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。但し、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日において、新会社の発行する普通株式が株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手續を協力して行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

フルサト工業及びマルカは、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、フルサト工業及びマルカは、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめフルサト工業及びマルカ協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

第12条 (本計画の効力)

本計画は、(i)第7条に定めるフルサト工業及びマルカの株主総会のいずれかにおいて本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本株式移転につき必要な関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、フルサト工業又はマルカの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、フルサト工業及びマルカは、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、フルサト工業及びマルカが別途協議の上、合意により定める。

(以下、本頁余白)

本計画作成の証として、本書2通を作成し、フルサト工業及びマルカが記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月7日

大阪市中央区南新町一丁目2番10号
フルサト工業株式会社
代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町二丁目2番5号
株式会社マルカ
代表取締役社長 飯田 邦彦

別紙 定款

フルサト・マルカホールディングス株式会社定款

第一章 総則

第1条（商号）

当社は、フルサト・マルカホールディングス株式会社と称し、英文ではMARUKA FURUSATO Corporationと表示する。

第2条（目的）

当社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の国内販売、輸出入貿易、リース、代理、仲介、古物売買の事業
 - 1-1 建築用資材
 - 1-2 金属加工機械、工作機械器具、同工具、油圧空圧機器、動力伝導装置、包装荷造機械、製缶機械、プラスチック加工機械、繊維機械、食料品加工機械、食品冷凍・冷蔵装置、ベアリング、搬送機器、同装置、自動立体倉庫、産業用ロボット、公害防止機器、溶接機械、工業炉
 - 1-3 土木建設機械、基礎工事用機械、荷役運搬機械、鉱山機械、採石機械、車両、船舶、発電機、電動機、立体駐車装置
 - 1-4 計量器、測定測量機器、試験器、医療用機械器具、精密機器
 - 1-5 自動車、二輪車、輸送用車両、その他輸送用機器ならびにその部品
 - 1-6 食料品、飲料品ならびにその原料、飼料、肥料、農水産物およびその加工品
 - 1-7 衣料品、寝具、家具、家庭用電気機械器具、住宅設備機器、コンピューター機器、通信機器、日用雑貨、スポーツ用品
 - 1-8 消防用設備機器、セキュリティシステム機器、電気・電子制御機器、電気機械器具、事務用機械器具
2. 前各号に関連する機械の設計および設置工事の請負、監理、賃貸、保守、管理、修理業
3. 建築用部材の製造
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業およびそれらの代理業、倉庫業ならびに通関業
5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業ならびに電気通信回線の販売および加入契約に関する媒介代理業
6. 有価証券の保有および運用
7. 不動産の賃貸借、売買、管理およびその仲介業ならびに建築工事の設計・監理および請負業

8. 次の各号に関する工事
 - (1) とび・土工事業
 - (2) 鋼構造物工事
 - (3) 管工事
9. 建築工事、機械器具設置工事および建具工事の設計、施工、管理、請負
10. 塗装工事の設計、施工、管理、請負
11. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
12. 建物の保安および清掃管理
13. 印刷機械の冷却循環装置および印刷機械周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入業
14. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング
その他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用および販売業
15. 損害保険代理店業
16. 生命保険の募集業務
17. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

1. 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第三章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 (決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

第19条 (員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条 (選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

第29条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (監査役の選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第32条 (常勤の監査役)

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第33条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計算

第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第41条（期末配当および基準日）

当社は、定時株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として期末配当をすることができる。

第42条（中間配当および基準日）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

第1条（最初の事業年度）

第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2021年12月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第28条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の総額は、年額230百万円以内とする。
2. 第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額26百万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

会 社 名	当 社	マ ル カ
株 式 移 転 比 率	1	1.29

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、マルカの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.29株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の

基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はマルカの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数 (予定)

普通株式：25,587,817株

上記は当社の発行済株式総数14,574,366株(2021年3月31日時点)及びマルカの発行済株式総数9,327,700株(2021年2月28日時点)に基づいて記載しております。但し、当社及びマルカは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式55,412株及びマルカが2021年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式747,186株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により当社及びマルカの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を100株以上、又はマルカの株式を78株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はマルカの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はマルカの株主の皆様につきましては、係る割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能とする予定です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びマルカは、上記「3. (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」に記載の株式移転比率の算定にあたり、株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、マルカは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「④公正性を担保するための措置」の「ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「イ 独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーがマルカに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「3. (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

マルカは、下記「④公正性を担保するための措置」の「ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「イ 独立した法律事務所からの助言」に記載の弁護士法人北浜法律事務所からの法的助言、並びにマルカ及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「3. (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はマルカの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「3. (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、2021年5月7日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成しました。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称並びに当社及びマルカとの関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券のいずれも、当社及びマルカの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びマルカについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2021年5月6日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値及び算定基準日までの1か月間の終値、3か月間の終値及び6か月間の終値に対する市場株価比率を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、当社及びマルカの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社及びマルカ間で創出される想定シナジー、当社及びマルカに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、算定の際に前提としたマルカの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年11月期及び2022年11月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法によるマルカの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採 用 方 法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.49 ~ 1.52
類似企業比較分析	0.96 ~ 1.70
D C F 分析	1.07 ~ 1.59

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の算定に際し、当社又はマルカから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当社、マルカ及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社及びマルカの財務予測に関する情報については、当社及びマルカによる2021年5月6日時点で得ることができる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、2021年5月6日までの上記情報を反映したものです。

野村證券は、本株式移転比率について、当社及びマルカの株式がともに東京証券取引所市場第一部に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、当社及びマルカにはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルカの普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採 用 手 法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.49 ~ 1.54
類似会社比較法	0.78 ~ 0.94
D C F 法	1.12 ~ 1.37

なお、市場株価平均法については、2021年5月6日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2021年4月26日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2021年4月7日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2021年2月8日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び2020年11月9日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2021年5月6日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、マルカの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、マルカの財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従いマルカ及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社及びマルカの事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券が、DCF法による算定の前提とした2021年3月期から2024年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた首都圏の大型開発や民間企業設備投資の増加に伴い、鉄骨建築資材、機器工具及び機械設備の販売収益が拡大することを想定しており、前事業年度に比べて大幅な増益を見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2021年11月期から2025年11月期までのマルカの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年11月期においては、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた顧客の設備投資が本格的に回復することで、前事業年度に比べて大幅な増益となることが見込まれております。また、2023年11月期においては、日本、米州、中国、東南アジアの世界4極における人員配置を拡大し、エンジニアリング機能をより一層強化することで前事業年度に比べて大幅な増益となることが見込まれております。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びマルカは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定です。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、当社及びマルカは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日を目途にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

当社及びマルカは、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主の皆様のために、当社及びマルカから独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年5月6日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「② 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、マルカは、マルカの株主の皆様のために、当社及びマルカから独立した第三者算定機関である野村證券より、2021年5月6日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「② 算定に関する事項」をご参照ください。

イ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式移転の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、マルカは、本株式移転の法務アドバイザーとして、弁護士法人北浜法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び弁護士法人北浜法律事務所は、いずれも当社及びマルカから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、当社とマルカの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金に関する事項

当社及びマルカは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金の額 5,000,000,000円
- ② 資本準備金の額 1,250,000,000円
- ③ 利益準備金の額 0円

これら資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とマルカで協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. マルカに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

マルカの2020年11月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上のウェブサイト (<http://www.furusato.co.jp/ir/generalmeeting/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
いいだ くにひこ 飯田 邦彦 (1956年12月10日)	1980年4月 2008年12月 2009年12月 2012年12月 2013年2月 2018年4月 2019年2月 2020年3月 2021年2月	㈱マルカ入社 同社 理事 同社 管理副本部長 同社 執行役員 同社 取締役兼執行役員 管理副本部長 同社 最高財務責任者 (CFO) 同社 取締役兼常務執行役員 同社 取締役兼副社長執行役員 同社 代表取締役社長 (現任) 同社 最高経営責任者 (CEO) (現任)	(1) 一株 (2) 6,800株 (3) 8,772株
取締役候補者とした理由 飯田邦彦氏は、㈱マルカ入社以来、管理副本部長、副社長を経て、2021年から同社社長を務めており、同社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。			
ふるさと りょうへい 古里 龍平 (1962年9月15日)	1985年9月 1995年6月 1997年4月 2000年4月 2004年6月 2007年10月 2016年11月 2021年6月	フルサト工業㈱入社 同社 取締役業務総括部長 同社 常務取締役業務副本部長兼業務総括部長 同社 代表取締役専務取締役 同社 代表取締役社長 (現任) ㈱ジーネット代表取締役社長 (現任) 岐阜商事㈱代表取締役会長 ㈱セキュリティデザイン取締役会長 同社 代表取締役社長 (予定)	(1) 401,500株 (2) 一株 (3) 401,500株
取締役候補者とした理由 古里龍平氏は、当社及び当社グループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
たけした としあき 竹下 敏章 (1953年11月15日)	1976年4月 (株)マルカ入社 2001年12月 同社 執行役員 2004年2月 同社 取締役 2005年4月 同社 産業機械本部長 2007年2月 同社 取締役兼常務執行役員 2011年2月 同社 代表取締役社長 2017年2月 同社 最高経営責任者 (CEO) 2021年2月 同社 代表取締役会長 (現任)	(1) -株 (2) 55,300株 (3) 71,337株
取締役候補者とした理由 竹下敏章氏は、(株)マルカ入社以来、産業機械本部長、常務執行役員を経て、2011年から同社代表取締役を務めており、同社及び同社グループの経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としていたしました。		
やました かつひろ 山下 勝弘 (1968年8月6日)	1991年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1999年3月 同行 京都法人営業第1部グローバル大企業ライン部長代理 2004年6月 同行 香港九龍支店 アシスタント・ゼネラル・マネージャー 2006年8月 メリルリンチ日本証券(株)入社グローバル・マーケット本部 Vice President 2008年1月 同社 投資銀行部門事業法人オリジネーション部 Director 2015年9月 フルサト工業(株)入社 (顧問) 2016年6月 同社 専務取締役 (現任) (株)ジーネット取締役 (現任) 2016年11月 セキュリティデザイン(株)専務取締役 (現任)	(1) 2,600株 (2) -株 (3) 2,600株
取締役候補者とした理由 山下勝弘氏は、商業銀行及び投資銀行で培った豊富な経験、知識を有した金融スペシャリストであり、海外での勤務経験もあることから、その知識と経験を活かして、当社及び当社グループ全体の成長戦略の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。よって、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としていたしました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
なんば つねひさ 難波 経久 (1956年12月1日)	1979年4月 (株)マルカ入社 2006年12月 同社 執行役員 大阪産機本部長 2009年12月 マルカ・広州董事長 マルカ・上海董事長総経理 2011年2月 (株)マルカ取締役兼執行役員 2012年12月 同社 中国営業統括 2015年2月 同社 産業機械副本部長 2016年3月 マルカ・上海董事長 2017年12月 北九金物工具(株) 代表取締役 (現任) 2019年12月 (株)マルカ 取締役兼常務執行役員 (現任) 同社 産業機械本部長 (現任)	(1) 一株 (2) 5,800株 (3) 7,482株
取締役候補者とした理由 難波経久氏は、(株)マルカ入社以来、大阪産機本部長、中国営業統括を経て、現在産業機械本部長を務めており、同社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。		
こたに かずあき 小谷 和朗 (1951年9月15日)	2009年6月 ナブテスコ(株)執行役員 2010年6月 同社 取締役企画本部長 2011年6月 同社代表取締役社長 最高経営責任者 (CEO) 2017年6月 同社 取締役会長 2019年2月 (株)マルカ社外取締役 (現任) 2019年4月 ナブテスコ(株)非常勤相談役	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小谷和朗氏は、ナブテスコ(株)の取締役社長、取締役会長を務められ、企業経営全般に携わった経験を活かして、実践的な視点から(株)マルカの経営全般に対し助言され、同社の経営体制の強化に貢献されております。これらの理由から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、社外取締役候補者としたしました。選任後は共同持株会社においても上記の役割を果たすことを期待しております。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
なかつかさ ひろゆき 中務 裕之 (1957年12月21日)	1981年10月 1984年9月 1988年10月 1989年11月 2007年6月 2007年7月 2009年6月 2012年2月 2013年1月 2015年6月 2015年6月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士 共同事務所 (現、有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 税理士登録 中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務所代表 (現任) 日本公認会計士協会近畿会会長 日本公認会計士協会副会長 (株)大阪証券取引所社外監査役 フルサト工業(株)社外監査役 (株)日本取引所グループ社外取締役 日本合成化学工業(株)社外監査役 フルサト工業(株)社外取締役 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>中務裕之氏は、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たして頂いております。また、当社の指名・報酬協議委員会の委員長として当委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。これらの理由から、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、社外取締役候補者いたしました。選任後は共同持株会社においても上記の役割を果たすことを期待しております。</p>			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
たけち じゅんこ 武智 順子 (1971年12月28日)	1999年4月 司法修習修了 1999年4月 大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所 2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所所属 2006年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任） 2012年4月 学校法人聖母被昇天学院評議員 2014年6月 フルサト工業(株)社外取締役（現任）	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>武智順子氏は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しており、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たして頂いております。また、当社の指名・報酬協議委員会の委員として当委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。これらの理由から、社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断しましたので、社外取締役候補者といたしました。選任後は共同持株会社においても上記の役割を果たすことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 所有する両社の株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社および(株)マルカの間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 小谷和朗、中務裕之、武智順子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、共同持株会社は、小谷和朗、中務裕之、武智順子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
小谷和朗、中務裕之、武智順子の各氏が社外取締役に選任された際、共同持株会社は、小谷和朗、中務裕之、武智順子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 共同持株会社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定でございます。本議案が原案どおり承認され、候補者が取締役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められる予定です。

7. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項

共同持株会社の監査役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる本持株会社の株式数
おおにし さとし 大西 聡 (1956年10月23日)	1979年4月 (株)三和銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行 2008年5月 フルサト工業(株)入社管理本部長 2008年6月 同社 取締役管理本部長 2010年6月 同社 常務取締役管理本部長兼総務部長 2011年6月 (株)ジーネット取締役管理本部長 2013年6月 同社 常務取締役管理本部長 2016年11月 (株)セキュリティデザイン監査役(現任) 2017年6月 フルサト工業(株)常勤監査役(現任) 2017年6月 岐阜商事(株)監査役(現任)	(1) 4,400株 (2) -株 (3) 4,400株
監査役候補者とした理由 大西聡氏は、金融機関における長年の経験で財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、当社において常務取締役の経験も有しております。よって、新たに設立される共同持株会社においても監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、監査役候補者いたしました。		
ひきた きょうこ 疋田 鏡子 (1964年12月19日)	1991年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1995年8月 公認会計士登録 2019年7月 疋田公認会計士事務所を開設(現任) 2021年2月 (株)マルカ社外監査役(現任)	(1) -株 (2) -株 (3) -株
社外監査役候補者とした理由 疋田鏡子氏は、長年にわたる公認会計士として豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しておられ、客観的かつ独立した立場から、その専門知識及び見識を、経営全般の監督と適正な監査活動に活かしていただける観点から、新たに設立される共同持株会社においても監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するマルカの株式数 (3) 割当てられる本持株会社の株式数
佐々木康夫 (1957年1月23日)	1979年4月 トヨタ自動車(株)入社 2003年1月 同社 経理部企画室室長 2004年7月 タイ国トヨタ自動車 上級副社長 2008年1月 トヨタ自動車(株) グローバル監査室室長 2009年1月 フタバ産業(株) 執行役員 2009年6月 同社 常務取締役 2012年6月 同社 専務取締役 2014年6月 同社 代表取締役専務執行役員 2015年6月 プライムアースEVエナジー(株) 代表取締役副社長 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
社外監査役候補者とした理由 佐々木康夫氏は、トヨタ自動車(株)及びフタバ産業(株)における豊富な経験を通じて高い見識を有しておられ、新たに設立される共同持株会社においても、業務執行から独立した公正で客観的な立場から経営全般の監督と適正な監査活動を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 所有する両社の株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社および(株)マルカの間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 疋田鏡子、佐々木康夫の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、共同持株会社は、疋田鏡子、佐々木康夫の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約の締結について
 疋田鏡子、佐々木康夫の両氏が社外監査役に選任された際、共同持株会社は、疋田鏡子、佐々木康夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 共同持株会社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結する予定でございます。本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した際には、候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約によって、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められる予定です。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ Deloitte Touche Tohmatsu LLC		
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング		
沿革	1968年 5月 等松・青木監査法人設立 1975年 5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟 1990年 2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年 7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更		
概 要	資 本 金	1,077百万円 (2021年2月末日現在)	
	構 成 人 員	社員 (公認会計士)	510名
		特定社員	56名
		職員 公認会計士	2,757名
		公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,133名
		その他専門職	2,238名
		事務職	157名
		合計	6,851名
監査関与会社	3,296社 (2020年5月末日現在)		
拠 点 等	国内事務所	20ヶ所	
	海外駐在員派遣	約50都市	
会計監査人候補者とした理由 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。			

第2号議案 | 剰余金処分の件

利益配分は、企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本方針としております。

第63期の期末配当につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は515,422,867円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月22日といたしたいと存じます。

第3号議案 | 取締役7名選任の件

取締役 古里龍平、山下勝弘、浦池雅弘、谷口英康、藤井武嗣、武智順子、中務裕之の7氏全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬協議委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当	属性
1	ふるさと 古里 龍平	代表取締役社長	再任
2	やました 山下 勝弘	専務取締役	再任
3	うらいけ 浦池 雅弘	取締役コーポレートガバナンス担当	再任
4	たにぐち 谷口 英康	取締役業務本部長兼業務部長	再任
5	ふじい 藤井 武嗣	取締役管理本部長兼 グループ総務人事部管掌	再任
6	たけち 武智 順子	社外取締役	再任 社外 独立
7	なかつかさ 中務 裕之	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

古里 龍平 (ふるさとりょうへい)

再任



生年月日

1962年9月15日

所有する当社の株式数

401,500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年9月	当社入社	2000年4月	当社代表取締役専務取締役
1995年6月	当社取締役業務総括部長	2004年6月	当社代表取締役社長 (現任)
1997年4月	当社常務取締役業務本部長兼 業務総括部長		

重要な兼職の状況

株式会社ジーネット代表取締役社長

岐阜商事株式会社取締役 (※1)

株式会社セキュリティデザイン取締役会長 (※2)

※1 2021年6月11日開催の株主総会終結の時をもって辞任により退任する予定であります。

※2 2021年6月16日開催の株主総会閉会後の取締役会において代表取締役社長に就任する予定であります。

取締役候補者とした理由

古里龍平氏は、当社及び当社グループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号 **2****山下 勝弘** (やましたかつひろ)**再任****生年月日**

1968年8月6日

所有する当社の株式数

2,600株

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	株式会社三和銀行(現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2008年1月	同社投資銀行部門事業法人オ リジネーション部(Director)
1999年3月	同行京都法人営業第1部グロー バル大企業ライン(部長代理)	2015年9月	当社入社(顧問)
2004年6月	同行香港九龍支店アシスタ ント・ゼネラル・マネージャー	2016年6月	当社専務取締役(現任)
2006年8月	メリルリンチ日本証券株式会 社入社 グローバル・マーケット本部 (Vice President)		

重要な兼職の状況

株式会社ジーネット取締役

株式会社セキュリティデザイン専務取締役

取締役候補者とした理由

山下勝弘氏は、商業銀行及び投資銀行で培った豊富な経験、知識を有した金融スペシャリストであり、海外での勤務経験もあることから、その知識と経験を活かして、当社及び当社グループ全体の成長戦略の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。当社経営への貢献を期待できることから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号 3

浦池 雅弘 (うらいけまさひろ)

再任



生年月日

1958年11月5日

所有する当社の株式数
8,100株

略歴、当社における地位及び担当

1981年11月	当社入社	2013年4月	当社管理本部長兼総務部長
1993年4月	当社情報システム室長	2013年6月	当社取締役管理本部長兼総務部長
1998年4月	当社経営企画室長	2017年4月	株式会社ジーネット出向(管理本部長)
2001年4月	当社総務部長	2017年6月	同社取締役管理本部長(現任)
2003年4月	当社管理本部副本部長		当社取締役コーポレートガバナンス担当(現任)
2004年4月	株式会社ジーネット出向兼務(総務人事部長)		
2007年4月	当社グループ人材開発室長		

重要な兼職の状況

株式会社ジーネット取締役管理本部長

取締役候補者とした理由

浦池雅弘氏は、2013年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また経営企画室長、総務部長、管理本部長等を経て、現在はコーポレートガバナンス担当としてグループにおけるガバナンス強化に貢献しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号 **4** **谷口 英康** (たにぐちひでやす)

再任



生年月日
1964年9月10日
所有する当社の株式数
1,700株

略歴、当社における地位及び担当

1988年1月	当社入社	2010年4月	当社業務本部副本部長
1999年4月	当社大阪支店長	2013年4月	当社業務本部長兼業務部長
2006年4月	当社近畿地区担当統括部長	2013年6月	当社取締役業務本部長兼業務部長(現任)
2008年4月	当社業務部長		

取締役候補者とした理由

谷口英康氏は、2013年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また営業統括部長、業務部長、業務本部長等を経て、マーケティングの分野において豊富な経験と高い見識を有しており、企業業績向上に貢献しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に定めました。

候補者番号 **5** **藤井 武嗣** (ふじいたけつぐ)

再任



生年月日
1964年4月4日
所有する当社の株式数
2,200株

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	株式会社三和銀行(現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2016年12月	当社入社管理本部長代理
2011年2月	同行飯田橋支社長	2017年4月	当社管理本部長
2011年11月	同行神楽坂支社長	2017年6月	当社取締役管理本部長
2014年1月	同行監査部業務監査室(大阪) 次長	2017年10月	当社取締役管理本部長兼人材開発室長
2015年10月	同行法人・リテールリスク統括部門検査室(大阪) 次長	2020年4月	当社取締役管理本部長兼グループ総務人事部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

藤井武嗣氏は、長年にわたり金融機関で培った豊富な経験と実績、経営に関する見識を有しております。現在は管理本部長の他、当社グループ総務人事部管掌として、当社及び当社グループの持続的な企業価値向上の実現に貢献しており、取締役として適切な人材と判断し、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号 6

武智 順子 (たけちじゅんこ)

再任

社外

独立



生年月日

1971年12月28日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月	司法修習修了	2006年1月	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任）
1999年4月	大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所	2012年4月	学校法人聖母被昇天学院評議員
2003年1月	弁護士法人御堂筋法律事務所所属	2014年6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人御堂筋法律事務所社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武智順子氏は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しており、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬協議委員会の委員として当委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。これらの理由から、社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

7

中務 裕之 (なかつかさひろゆき)

再任

社外

独立



生年月日

1957年12月21日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1981年10月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現、有限責任監査法人トーマツ)入所	2007年7月	日本公認会計士協会副会長
1984年9月	公認会計士登録	2009年6月	株式会社大阪証券取引所社外監査役
1988年10月	税理士登録	2012年2月	当社社外監査役
1989年11月	中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務所代表(現任)	2013年1月	株式会社日本取引所グループ社外取締役
2007年6月	日本公認会計士協会近畿会会長	2015年6月	日本合成化学工業株式会社社外監査役
		2015年6月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

中務公認会計士・税理士事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中務裕之氏は、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬協議委員会の委員長として当委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。これらの理由から、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武智順子、中務裕之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 武智順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 中務裕之氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 社外取締役との責任限定契約の締結
当社は、武智順子、中務裕之の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された際は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

6. 当社は、武智順子、中務裕之の両氏の再任が承認された際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き指定する予定にしております。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第4号議案 | 監査役1名選任の件

監査役 大西聡氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

大西 聡 (おおにしさとし)

再任



生年月日
1956年10月23日

所有する当社の株式数
4,400株

略歴、当社における地位

1979年4月	株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行	2010年6月	当社常務取締役管理本部長兼総務部長
2008年5月	当社入社管理本部長	2011年4月	当社常務取締役管理本部長
2008年6月	当社取締役管理本部長	2013年4月	当社常務取締役
		2017年6月	当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

岐阜商事株式会社監査役
株式会社セキュリティデザイン監査役

監査役候補者とした理由

大西聡氏は、金融機関における長年の経験で財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、当社において常務取締役の経験も有しております。これらのことから監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した際には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から経済活動が停滞し、一時的に持ち直しの動きが見られたものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループは、主に工業生産、機械設備、建築資材、セキュリティなど景気感応度が異なる分野に分散して展開するビジネスポートフォリオ経営を推進しておりますが、主要事業が前年比2桁減収となる中で、セキュリティ事業が売上、利益を大きく伸ばし、全体的な収益の底上げにつながりました。

売上高

894億7千8百万円 前期比
14.5%減

営業利益

27億7千8百万円 前期比
30.1%減

経常利益

31億1千6百万円 前期比
28.1%減

親会社株主に帰属する当期純利益

19億3千5百万円 前期比
31.1%減

セグメントごとの事業環境及び事業の概況は次のとおりです。

(機器・工具セグメント)

事業環境につきまして、鋳工業生産指数は(4-6月)前年同期比20.7%減、(7-9月)同12.7%減、(10-12月)同4.2%減、(1-3月)同1.3%減、自動車工業生産指数は(4-6月)同49.8%減、(7-9月)同16.5%減、(10-12月)同2.1%増、(1-3月)同3.4%減となり、先行指標となる新設住宅着工戸数は(1-3月)前年同期比9.9%減、(4-6月)同12.4%減、(7-9月)同10.1%減、(10-12月)同7.0%減となりました。

各事業の概況は次のとおりです。

【工業機器事業(前年比10.5%減)】

自動車生産に半導体不足の影響が出たことなどにより、足下の鋳工業生産は減産基調となっている中において、当事業においては下期に回復傾向が見られました。オリジナル商品販売、EC拡販、モーショントラック等における施策効果に因るところです。

【自動車向け機械工具事業(同26.8%減)】

世界的な半導体需給の逼迫により、完成車メーカーは減産や操業停止を迫られています。その影響で回復基調にあった自動車生産は12月を境にマイナスに転じており、早急な回復は見通しにくい状況となっています。当事業もマイナス幅は縮小傾向にあるものの、回復には時間がかかると思われます。

【住宅設備機器事業（同3.3%減）】

市場環境が横ばいの状況下、受注拡大等に注力した結果、下期は前年増となりました。引き続き、施工機能等を活かした案件受注等の施策により収益拡大に取り組みます。

【セキュリティ事業（同59.8%増）】

1-3月の売上の伸びに鈍化が見られたものの、結果として大幅な増収増益となりました。大口プロジェクト案件、サーマルカメラが業績に寄与する形となりました。

	売上高	前年比	営業利益	前年比
機器・工具セグメント	45,534百万円	8.3%減	1,461百万円	18.8%増

セグメント売上高は、四半期ごと段階的に回復傾向を見せ、1-3月は前年同期比1.8%減まで減少幅が縮小した結果、1桁の減収となりました。営業利益は収益性の高いセキュリティ事業の売上鈍化、人件費の一時的な増加等により、1-3月は25.3%減となりましたが、通期では2桁増益を確保しました。

（機械・設備セグメント）

事業環境につきまして、日本工作機械工業会の工作機械内需受注統計は（4-6月）前年同期比49.4%減、（7-9月）同37.4%減、（10-12月）同14.0%減、（1-3月）同1.6%増と期を追うごとに回復してまいりました。

各事業の概況は次のとおりです。

【工作機械事業（前年比36.3%減）】

受注額は1-3月に前年同期比1.2%の増加に転じ、売上高の対前年減少幅も段階的に縮小し、3月末時点の受注残は前年比2.3%増となりました。

【FAシステム事業（同18.0%増）】

受注は3Qまで前年同期比大幅減にて推移しましたが、1-3月は1.1%減まで回復し、3月末時点の受注残は前年比50%減となりました。

	売上高	前年比	営業利益	前年比
機械・設備セグメント	14,320百万円	30.8%減	305百万円	49.2%減

セグメント売上高は、上期の前年同期比34.9%減から、下期は26.6%減と若干改善傾向がみられました。

営業利益は、売上総利益率の向上、販売費及び一般管理費の削減に努め、上期の56.1%減から下期は39.0%減と減少幅は縮小しました。

(建築・配管資材セグメント)

事業環境につきまして、先行指標となる鉄骨造着工床面積は（1-3月）前年同期比14.9%減、（4-6月）同9.9%減、（7-9月）同21.1%減、（10-12月）同13.8%減となり、回復の傾向はみられませんでした。

各事業の概況は次のとおりです。

【建築資材事業（前年比15.9%減）】

需要減少の影響を受け、一年を通して2桁の減少で推移しました。自社製品は需要減少により販売量、販売単価とも前年同期比減となりました。主要な仕入商品のハイテンションボルトは前年の特殊要因による影響が薄まり、1-3月は3Qまでの2桁減から1桁の減少幅となりました。

【配管資材事業（同4.5%減）】

全体的な需要減少による工事の延期・中止や生産量の減少が影響し、大口案件があった1Qは前年同期比微増となったものの、2Q以降は1桁の減少にて推移しました。

	売上高	前年比	営業利益	前年比
建築・配管資材セグメント	29,624百万円	13.6%減	899百万円	55.5%減

セグメント売上高は上期の前年同期比15.6%減より、下期は11.4%減と減少幅は若干縮小しました。

営業利益は売上の減少と売上総利益率の低下が影響し、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、大幅な減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、13億8千4百万円（前期比24.2%減）であります。その主なものは、物流倉庫用地取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

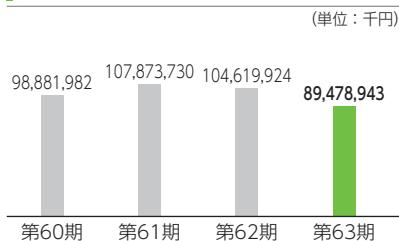
区 分	第60期 2018年3月期	第61期 2019年3月期	第62期 2020年3月期	第63期(当期) 2021年3月期
売上高(千円)	98,881,982	107,873,730	104,619,924	89,478,943
経常利益(千円)	3,464,901	4,416,734	4,334,624	3,116,379
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,311,399	2,893,086	2,808,129	1,935,651
1株当たり当期純利益(円)	159.44	199.57	193.71	133.53
総資産(千円)	63,283,376	66,988,179	67,083,548	66,512,442
純資産(千円)	39,085,680	40,690,646	42,302,334	44,261,945
1株当たり純資産額(円)	2,696.12	2,806.90	2,908.60	3,036.29

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

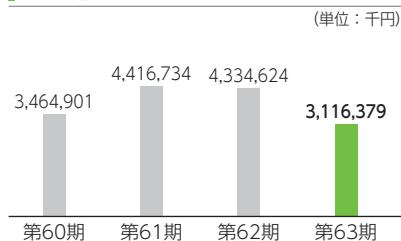
なお、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式に含めております。

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第61期の期首から適用しており、第60期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
- 第63期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っております。第62期に関する総資産については、暫定的な会計処理の確定に伴い取得原価の当初配分額の重要な見直しを反映した後の金額で記載しております。

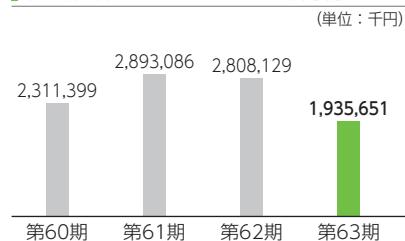
売上高



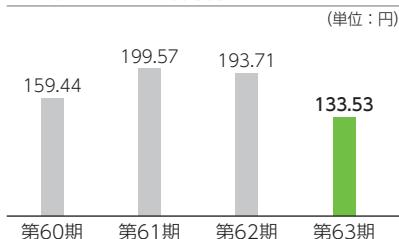
経常利益



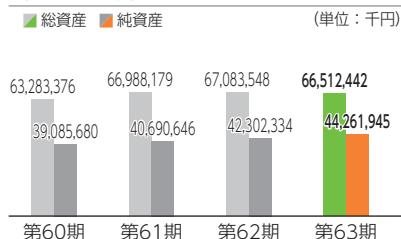
親会社株主に帰属する当期純利益



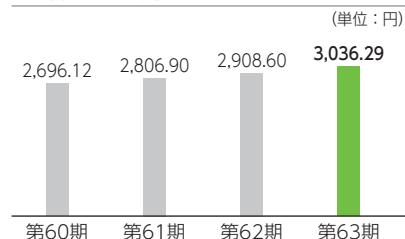
1株当たり当期純利益



総資産/純資産



1株当たり純資産額



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ジーネット	420,665千円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売
岐阜商事株式会社	10,000千円	100%	切削工具、工作機械等の販売
株式会社セキュリティデザイン	100,000千円	80%	監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール機器等の販売

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「STAND BY YOUR FUTURE あなたの未来に寄り添い支える」を志として掲げ、社会やステークホルダーの持続可能な未来が実現するよう、サポートを行うことができるグループでありたいと願っています。昨年来の世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、人々の生活環境は大きく変わりましたが、状況に即した持続可能な未来の実現を模索する中で、グループとして優先的に対処すべき課題を設定し、取り組んでまいります。

また、株式会社マルカとの経営統合につきましては、本年5月7日に経営統合契約書を締結し、本株主総会でのご承認が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月1日に両社の完全親会社となる「フルサト・マルカホールディングス株式会社」を設立いたします。新たに設立される共同持株会社では、工作機械における取扱規模拡大、ロボットシステムインテグレーター事業の拡大、グローバルマーケットにおける協業、経営資源の効率化及び戦略投資によるキャッシュフロー創出力の向上などのシナジー実現を通じてプラットフォーム戦略の進展を図り、ものづくりを全力でサポートする技術商社として、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

① 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、グループ理念のOUR STANDARDS（私たちの判断基準）の中で、「高い倫理観を持って関係法令および社会のルールを守る」とうたっています。同基準に記されている「人権の尊重」、「公平・公正の履行」とともに、社会で活動する私たちの思考及び行動における重要な判断の基準として遵守してまいります。

② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自

動化だけでなく、RPAをはじめとする様々なデジタルテクノロジーを活用した広範な業務の自動化を推進し、クラウドPBX・クラウドFAXを導入するなど多様な働き方ができる環境の整備を行うなど、当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネルギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。社員がいきいきと働き続けられる環境を実現するため、2021年4月より新たな人事制度を開始し、働き方改革、ワークライフバランスの充実に資する福利厚生の拡充なども図りながら、従来からの考え方に捉われずに、組織を新陳代謝させていくことのできる、全ての世代が活躍できるフィールドを整備していくことにスピード感を持って取り組んでまいります。

④ ビジネスポートフォリオ経営の推進

当社グループは、安定的な収益性の確保と確実な成長性の実現を目指し、業績変動リスクの分散を目的として、ビジネスモデルや景気感応度等の異なる複数の事業に分散して展開する、ビジネスポートフォリオ経営を推進しております。それぞれの事業の強化において必要とされる分野を、M&Aやアライアンス等を用いて積極的に補完し、最適な価値の創出に努めてまいります。

⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を永続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

⑥ サステナビリティへの取組

今や地球環境や社会が抱える課題の解決は世界共通のものであり、多くの国が将来的なカーボンニュートラルの実現を表明しています。そのような中であって、企業の果たす役割への期待も高まっており、ESG投資への対応の観点からもサステナビリティを重要課題と捉える動きが広がっています。当社グループにおいては、グループ各社の事業活動を通じて実施可能なSDGsゴール/ターゲットを設定し、ESG要素としての取組みに連動させながら、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、機器・工具事業、機械・設備事業及び建築・配管資材事業から構成されております。

事業区分	事業内容
機器・工具事業	中小型の機械、工具、消耗品等の卸売（工業機器事業）、 切削工具、工作機械等の自動車産業への直販（自動車向け機械工具事業）、 システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売（住宅設備機器事業）、 監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール（入退室管理） の卸売（セキュリティ事業）など
機械・設備事業	工作機械等の大型機械、生産ライン設備等の卸売（工作機械事業）及び 直販（FAシステム事業）
建築・配管資材事業	鉄骨建築業者向けの鋸螺類、金物類、溶接関連資材、塗装関連資材、機械 工具類等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販（鉄骨建築 資材事業）、 プラント配管業者向けの管工機材、鋸螺類、機械工具類等の直販（配管資 材事業）

(8) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	(大阪本社) 大阪市中央区南新町一丁目2番10号 (東京本社) 東京都大田区平和島三丁目1番7号
営業所	千歳(北海道)・岩手(岩手県)・仙台(宮城県)・仙台北(宮城県)・山形(山形県) 郡山(福島県)・宇都宮(栃木県)・群馬(群馬県)・茨城(茨城県)・埼玉(埼玉県) 千葉(千葉県)・東京(東京都)・神奈川(神奈川県)・新潟(新潟県)・松本(長野県) 富士(静岡県)・静岡(静岡県)・三河(愛知県)・一宮(愛知県)・三重(三重県) 富山(富山県)・福井(福井県)・滋賀(滋賀県)・京都(京都府)・大阪(大阪府) 姫路(兵庫県)・岡山(岡山県)・広島(広島県)・米子(鳥取県)・山口(山口県) 徳島(徳島県)・香川(香川県)・松山(愛媛県)・北九州(福岡県)・久留米(福岡県) 大分(大分県)・鹿児島(鹿児島県)
工 場	宇都宮(栃木県)・埼玉(埼玉県)・滋賀(滋賀県)・久留米(福岡県)
その他	配送センター(大阪府)・関東配送センター(埼玉県)

② 子会社

株式会社ジーネット

本 社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号
支 社	東京支社(東京都)・名古屋支社(愛知県)・大阪支社(大阪府)

岐阜商事株式会社

本 社	岐阜市城東通二丁目49番地の2
支 店	刈谷支店(愛知県)・浜松支店(静岡県)

株式会社セキュリティデザイン

本 社	東京都港区南青山七丁目1番5号
支 店	大阪支店(大阪市)

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,098名	32名増

(注) 使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
533名	19名増	40.0歳	14.6年

(注) 使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,125,500株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,574,366株 |
| ③ 株主数 | 4,739名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ フ ア ー ル テ イ	2,753,861株	18.97%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	707,840株	4.88%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	703,300株	4.84%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	496,640株	3.42%
古 里 龍 平	401,500株	2.77%
神 鋼 商 事 株 式 会 社	386,800株	2.66%
阪 和 興 業 株 式 会 社	344,000株	2.37%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	330,700株	2.28%
フ ル サ ト グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	319,529株	2.20%
清 和 鋼 業 株 式 会 社	292,820株	2.02%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (55,412株) を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式のうち、23,200株は「役員向け交付信託」の信託財産として保有する株式であり、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率の計算においては、自己株式として控除していません。

(2) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
取締役社長 (代表取締役)	古 里 龍 平	株式会社ジーネット代表取締役社長 岐阜商事株式会社代表取締役会長 株式会社セキュリティデザイン取締役会長
専務取締役	山 下 勝 弘	株式会社ジーネット取締役 株式会社セキュリティデザイン専務取締役
取締役	浦 池 雅 弘	コーポレートガバナンス担当 株式会社ジーネット取締役管理本部長
取締役	谷 口 英 康	業務本部長兼業務部長
取締役	藤 井 武 嗣	管理本部長兼グループ総務人事部管掌
取締役	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員
取締役	中 務 裕 之	中務公認会計士・税理士事務所代表
常勤監査役	大 西 聡	岐阜商事株式会社監査役 株式会社セキュリティデザイン監査役
監査役	岩 城 本 臣	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 奥村組土木興業株式会社社外監査役 株式会社SN食品研究所社外監査役 協和テクノロジーズ株式会社社外取締役
監査役	日 根 野 文 三	日根野公認会計士事務所代表 国土建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち武智順子及び中務裕之の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち岩城本臣及び日根野文三の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役岩城本臣氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識を有しております。社外監査役日根野文三氏は、公認会計士、税理士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役武智順子及び中務裕之の両氏と監査役岩城本臣及び日根野文三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
5. 取締役社長古里龍平氏は、2021年4月1日付で、岐阜商事株式会社代表取締役会長から取締役に役職が変更されました。
6. 取締役社長古里龍平氏は、2021年6月11日付で、岐阜商事株式会社取締役を辞任により退任する予定です。
7. 取締役社長古里龍平氏は、2021年6月16日付で、株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長に就任する予定です。
8. 監査役岩城本臣氏は、2020年6月22日付で、大研医器株式会社社外監査役を任期満了により退任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、次の5点を基本方針としております。

- ① 役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること。
- ② 会社業績と連動したものであること。
- ③ 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること。
- ④ 株主との利益意識の共有を重視したものであること。
- ⑤ 報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること。

以上の方針をもとに、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会での協議により、報酬額を決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

役位別に設定された金銭を毎月支給するものであり、その報酬水準については指名・報酬協議委員会において、他の上場企業の報酬水準などとの比較・分析を行うことで、客観性を担保しております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

(業績連動型株式報酬)

株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、中期経営計画の業績目標（連結売上高、連結営業利益）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付するものであります。

業績連動型株式報酬に係る指標は、中期経営計画において对外公表されている「連結売上高（評価割合30%）」と「連結営業利益（評価割合70%）」の達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定しております。なお、役付役員の基礎ポイント換算金額は、総報酬額の10%程度で設定されております。

c. 業績連動報酬等に関する方針

(役員賞与)

事業年度における業績結果に応じて、役位別基本報酬に0～30%の係数（業績係数）を乗じた金銭とし、年に一度支給するものです。業績係数は連結営業利益計画を基に作成された社内目標に対する達成率で決定されます。なお、急激な業績変動が予測されるなど特別な事情が生じた場合には、計画の達成率に係らず、指名・報酬協議委員会において、総合的な観点から個別・具体的な金額の協議を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会で決議することがあります。

d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で報酬額を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬協議委員会に置いて個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	106,605	97,905	8,700	—	7
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	24,700	24,700	—	—	3
(うち社外監査役)	(10,800)	(10,800)	(—)	(—)	(2)
合 計	131,305	122,605	8,700	—	10
(うち社外役員)	(22,800)	(22,800)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は2,778,097千円であります。当社の業績連動報酬は、役位別基本報酬に0～30%の係数（業績係数）を乗じたもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は株式報酬制度「役員向け株式交付信託」であり、中期経営計画の業績目標（連結売上高、連結営業利益）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された累積ポイント相当の当社株式が信託を通じて交付される仕組みであります。なお、当事業年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中期経営計画の策定が保留となったため、評価対象とはしておりません。
4. 2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において取締役の金銭報酬の限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。また別枠で、2017年6月28日開催の第59回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は信託期間3年間について金100,000千円と決議いただいております。

5. 2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
6. 上記の報酬等には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金繰入額8,700千円（取締役（社外取締役を除く）5名8,700千円）。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険契約の概要は次のとおりでございます。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社であります株式会社ジーネット、岐阜商事株式会社と株式会社セキュリティデザイン全ての役員等（取締役、監査役、執行役員）であります。

ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

ハ. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・監査役岩城本臣氏は、弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、奥村組土木興業株式会社社外監査役、株式会社SN食品研究所社外監査役及び協和テクノロジーズ株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・監査役日根野文三氏は、日根野公認会計士事務所代表及び国土建設株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 武智順子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬協議委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 中務裕之	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬協議委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 岩城本臣	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会も15回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 日根野文三	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会も15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、コンプライアンスマニュアルに従い、経営に関する重要事項を決定する。

- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程、業務決裁基準、その他社内諸規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ・取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室や会計監査人と連携して、監査基準や監査計画に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。
 - ・取締役を含む役職員の職務執行に係るコンプライアンス全般に関しては、社内に所定の通報相談窓口を設ける。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・使用人は、法令、定款はもとより、コンプライアンスマニュアル、行動規範及び社内諸規程に則り行動するものとする。
 - ・使用人は、法令、定款、社内規程等の違反行為、あるいは社会通念に反する行為等を発見した場合は、コンプライアンスマニュアルに示された社内外の所定の窓口に通報する。
 - ・内部監査室は、業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に報告するとともに、発見した課題、問題については、必要に応じてフォローアップ監査を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役は、株主総会議事録と取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、社内規程等に基づき適切かつ確実に保存管理する。
 - ・取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制を構築する。
 - ・不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、それを最小限に止める体制を整える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則月1回開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

- ・ 経営に関する重要事項については、社長の諮問機関である経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ・ 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各半期予算を取締役会で執行決定し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
当社は子会社に対し、子会社の業務及び取締役の職務の執行に係る状況を定期的に取り締役会又は経営会議において報告を求める。
- ・ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ各社が定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、グループ各社のリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行う。
子会社は、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告する。
- ・ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社はグループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ中期経営計画を策定し、その目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
- ・ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
当社は子会社に、その取締役及び使用人が当社グループ共通のコンプライアンスマニュアルに則り、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
当社は、当社の通報相談窓口の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報及び社員相談に対応できる体制を構築する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役は、その職務を補助すべきものとして、監査役の求めに応じて内部監査室から使用人若干名を選任し、兼務させる。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役は、その職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役又は監査役会に帰属するものとし、同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。

- ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社及び担当業務の執行状況の報告を行う。
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、会社の信用を大きく低下させるもの、会社に著しい損害を及ぼしたものの、又はその恐れのあるものを発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。
- ⑩ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査室との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
 - ・監査役は会計監査人と定期的に意見交換及び情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・財務報告の適正性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
 - ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、コンプライアンスマニュアルに明記し、社員に周知徹底する。社内での体制としては、グループ総務人事部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度において取締役会は14回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、社外取締役及びグループ会社監査役との定例懇談会、また会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

当社グループは、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないように社内規程で定めております。

④ リスクマネジメント

当社グループは、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置しており、年2回及び臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討・実施しております。大規模な災害、事故等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置して対応する体制を構築しております。

⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。引き続き、内部監査体制の一層の強化を図ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	43,178,617
現金及び預金	14,093,323
受取手形及び売掛金	18,817,569
電子記録債権	3,924,145
有価証券	300,708
商品及び製品	4,550,481
仕掛品	456,601
原材料及び貯蔵品	132,169
その他	909,311
貸倒引当金	△5,692
固定資産	23,333,824
有形固定資産	15,273,747
建物及び構築物	5,298,323
機械装置及び運搬具	727,940
土地	8,928,859
建設仮勘定	494
その他	318,129
無形固定資産	2,826,809
のれん	608,337
営業権	1,400,000
その他	818,471
投資その他の資産	5,233,267
投資有価証券	3,017,411
退職給付に係る資産	1,034,818
繰延税金資産	129,547
その他	1,130,124
貸倒引当金	△78,635
資産合計	66,512,442

科目	金額
負債の部	
流動負債	21,042,737
支払手形及び買掛金	12,215,679
電子記録債務	6,132,644
未払法人税等	439,554
賞与引当金	709,267
役員賞与引当金	17,300
その他	1,528,291
固定負債	1,207,759
繰延税金負債	913,295
役員株式給付引当金	10,196
退職給付に係る負債	77,673
その他	206,595
負債合計	22,250,496
純資産の部	
株主資本	42,451,422
資本金	5,232,413
資本剰余金	5,997,217
利益剰余金	31,307,517
自己株式	△85,725
その他の包括利益累計額	1,561,840
その他有価証券評価差額金	1,357,020
退職給付に係る調整累計額	204,819
非支配株主持分	248,683
純資産合計	44,261,945
負債純資産合計	66,512,442

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	89,478,943
売上原価	74,914,197
売上総利益	14,564,746
販売費及び一般管理費	11,786,648
営業利益	2,778,097
営業外収益	620,719
受取利息及び配当金	64,410
仕入割引	426,673
その他	129,636
営業外費用	282,437
支払利息	7
売上割引	255,038
その他	27,391
経常利益	3,116,379
特別利益	30,731
投資有価証券売却益	30,731
税金等調整前当期純利益	3,147,111
法人税、住民税及び事業税	1,042,918
法人税等調整額	58,344
当期純利益	2,045,847
非支配株主に帰属する当期純利益	110,196
親会社株主に帰属する当期純利益	1,935,651

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,232,413	5,997,217	30,221,251	△85,062	41,365,820
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△849,386		△849,386
親会社株主に帰属する当期純利益			1,935,651		1,935,651
自己株式の取得				△663	△663
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,086,265	△663	1,085,601
当 期 末 残 高	5,232,413	5,997,217	31,307,517	△85,725	42,451,422

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	800,902	△11	△2,864	798,026	138,487	42,302,334
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△849,386
親会社株主に帰属する当期純利益						1,935,651
自己株式の取得						△663
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	556,118	11	207,683	763,813	110,196	874,009
当 期 変 動 額 合 計	556,118	11	207,683	763,813	110,196	1,959,611
当 期 末 残 高	1,357,020	－	204,819	1,561,840	248,683	44,261,945

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,735,862
現金及び預金	5,064,548
受取手形	2,023,603
電子記録債権	1,490,378
売掛金	3,991,208
商品及び製品	2,004,686
仕掛品	395,024
原材料及び貯蔵品	132,169
前渡金	9,475
前払費用	71,618
未収還付法人税等	524,435
その他	29,464
貸倒引当金	△750
固定資産	19,962,875
有形固定資産	14,220,398
建物	4,398,346
構築物	401,662
機械及び装置	722,295
車両運搬具	14,193
工具器具備品	156,859
土地	8,527,041
無形固定資産	118,205
借地権	2,000
ソフトウェア	112,119
その他	4,086
投資その他の資産	5,624,270
投資有価証券	1,244,307
関係会社株式	3,715,217
出資金	24,205
破産更生債権等	6,253
前払年金費用	455,276
長期前払費用	70,938
保証金	75,938
その他	38,386
貸倒引当金	△6,253
資産合計	35,698,737

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,360,108
支払手形	785,696
電子記録債務	3,990,423
買掛金	2,068,446
関係会社短期借入金	578,044
未払金	335,464
未払費用	52,692
未払法人税等	86,057
預り金	18,898
賞与引当金	323,460
役員賞与引当金	8,700
その他	112,224
固定負債	369,771
長期未払金	64,487
繰延税金負債	197,929
役員株式給付引当金	10,196
資産除去債務	9,833
その他	87,324
負債合計	8,729,879
純資産の部	
株主資本	26,436,132
資本金	5,232,413
資本剰余金	5,997,217
資本準備金	5,975,224
その他資本剰余金	21,992
利益剰余金	15,292,227
利益準備金	306,475
その他利益剰余金	14,985,752
特別償却準備金	1,369
別途積立金	7,000,000
繰越利益剰余金	7,984,382
自己株式	△85,725
評価・換算差額等	532,724
その他有価証券評価差額金	532,724
純資産合計	26,968,857
負債純資産合計	35,698,737

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	29,638,101
売 上 原 価	23,336,317
売 上 総 利 益	6,301,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,402,198
営 業 利 益	899,585
営 業 外 収 益	2,872,980
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,500,864
賃 貸 料	281,592
そ の 他	90,523
営 業 外 費 用	180,826
支 払 利 息	403
賃 貸 原 価	149,066
そ の 他	31,356
経 常 利 益	3,591,739
税 引 前 当 期 純 利 益	3,591,739
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	367,553
法 人 税 等 調 整 額	41,227
当 期 純 利 益	3,182,958

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	2,739	7,000,000	5,649,440	12,958,654
当期変動額									
剰余金の配当								△849,386	△849,386
当期純利益								3,182,958	3,182,958
特別償却準備金の取崩						△1,369		1,369	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,369	－	2,334,942	2,333,572
当期末残高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	1,369	7,000,000	7,984,382	15,292,227

	株主資本		評価・換算 差 額 等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△85,062	24,103,224	340,973	340,973	24,444,198
当期変動額					
剰余金の配当		△849,386			△849,386
当期純利益		3,182,958			3,182,958
特別償却準備金の取崩		－			－
自己株式の取得	△663	△663			△663
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			191,750	191,750	191,750
当期変動額合計	△663	2,332,908	191,750	191,750	2,524,659
当期末残高	△85,725	26,436,132	532,724	532,724	26,968,857

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸 脇 美 紀[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルサト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表8.重要な後発事象に関する注記(株式会社マルカとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について)に記載されているとおり、会社は株式会社マルカと2021年10月1日をもって共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるフルサト・マルカホールディングス株式会社を設立することに合意し、2021年5月7日開催の取締役会決議に基づき、経営統合契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表10.重要な後発事象に関する注記（株式会社マルカとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合について）に記載されているとおり、会社は株式会社マルカと2021年10月1日をもって共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるフルサト・マルカホールディングス株式会社を設立することに合意し、2021年5月7日開催の取締役会決議に基づき、経営統合契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制報告については、取締役等及び「有限責任監査法人トーマツ」から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

フルサト工業株式会社 監査役会

常勤監査役	大西	聡	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	岩城	本臣	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	日根野	文三	Ⓔ

以上

01 Withコロナ・働き方改革が進みました

新型コロナウイルス感染症への対策として、勤務の形態が大きく変わりました。事業所にかかってきた電話やファックスを離れた場所で受発信できるシステムを導入し、全員がテレワークで事業所が無人であっても、問題なく業務を行うことができる環境が整いました。

ペーパーレス化やオンライン会議などとともに、自由で効率的な働き方が実現していますが、コロナ禍の収束後もこれらの有効な働き方を進めてまいります。



02 認知度向上の取組みを行いました

フルサトグループの認知度を向上させるための取組みを継続的に実施しています。コロナ禍の状況において、当期は対象を絞り込み、内容を吟味した上で、屋外広告（東京／浜松町）を新たに実施しました。



03 サーマルカメラでコロナ感染対策に貢献しました

子会社(株)セキュリティデザインを中心に、非接触で体表面温度を測ることができるサーマルカメラを大々的に取り扱いました。商業施設や企業、教育現場などにおける感染症対策として、サーマルカメラが数多く導入されました。一度に多くの人の検温が可能なタレット型は、デパートや学校などに採用され、顔認証機能で検温に加え入室の管理やマスク未着用の検出などが行えるタイプは、企業での導入が進んでいます。



04 エンジニアリングサービスにて業務提携を行いました

子会社(株)ジーネットにおいて日本電産シンボ(株)と、エンジニアリングサービス事業における業務提携を行いました。

これは、現在推進中のロボットを用いた自動化ライン導入事業を進めていく上で、ラインを構築する重要な部分を担う事業で、この提携により機能の強化を図ることが期待されます。

アフターコロナの景気回復に合わせ、少子高齢化による労働力不足や生産効率の追求による自動化のニーズの高まりが予想されます。



自動化ラインイメージ

株主総会会場 ご案内図



会場

フルサトビル5階 フルサトホール
大阪市中央区南新町一丁目2番10号
電話 06-6946-9608



交通

Osaka Metro 谷町線／中央線「谷町四丁目」駅下車
(4号出口より徒歩3分)



未来をフルサポート
フルサト工業



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。